

岩手県告示第237号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	106号	盛岡市築川第7地割55番1地先から川目第2地割1番22地先まで（別紙図面のとおりに。）

2 指定を解除する期日 平成26年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部道路環境課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。